

徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業実施要領

第1 目的

この要領は、特定感染症検査等事業実施要綱（平成26年3月31日健発0331第41号厚生労働省健康局長通知）に基づき、B型及びC型肝炎ウイルス陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に、徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業の実施について必要な事項を定める。

第2 事業内容

本事業は、次に掲げるものとする。

- 1 陽性者のフォローアップ
- 2 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

第3 事業主体

本事業の実施主体は徳島県とする。

第4 陽性者のフォローアップ

1 フォローアップの内容

保健所は、本事業への参加に同意した者（以下「対象者」という。）に対し、医療機関の受診状況や診察状況等に関する調査を年1回程度行い、未受診の場合は必要に応じて徳島県肝疾患専門医療機関等への受診を勧奨する。また、対象者から肝炎ウイルスの治療等について相談があったときは、必要な支援を行う。

なお、フォローアップの実施については、個人情報の取扱いに留意の上、徳島県肝疾患専門医療機関や市町村等に委託することができる。

2 対象者

- (1) 徳島県肝炎ウイルス検査事業又は徳島県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業において陽性と判定され、本事業に参加することに同意し、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）（以下「同意書」という。）を提出した者
- (2) 第5の検査費用の助成の申請により把握した者
- (3) その他、市町村や医療機関等で実施する肝炎ウイルス検査（職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。））を受けた者などからの情報提供等より把握した陽性者

3 フォローアップの手順

(1) 2(1)及び2(3)の者への対応

保健所は、2(1)及び2(3)の者から同意書を受理したときは、医療機関の受診状況等に関する調査票（初回精密検査用）（様式第2号）により、精密検査の受診状況等を調査する。

精密検査の受診が確認された場合は、次回以降3(2)に示す対応を行う。また、必要に応じて、初回精密検査に係る費用助成制度に関する情報提供を行うものとする。

精密検査の受診が確認されなかった場合は、早期受診の勧奨及び初回精密検査に係る費用助成制度に関する情報提供を行うものとする。

(2) 2(2)の者への対応

保健所は、年1回程度、医療機関の受診状況等に関する調査票（フォローアップ用）（様式第3号）により、医療機関の受診状況等を調査する。

本調査は、対象者が抗ウイルス療法による治療を開始し、肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けるまで実施する。

ただし、対象者がフォローアップの継続を希望しない場合は、この限りでない。

第5 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

1 助成の内容

(1) 対象者が徳島県肝疾患専門医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に、対象者が負担した費用を交付する。

(2) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、2(2)に該当する者については、1回につき、次のアに規定する額からイに規定する額を控除した額とする。

ア 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

イ 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、5(2)エの課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

2 対象者

この事業の対象者は、徳島県内に住所を有し、徳島県肝疾患専門医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診した者であって、次の(1)又は(2)の検査の区分に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 初回精密検査

ア 徳島県肝炎ウイルス検査事業、徳島県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 過去1年以内に、徳島県肝炎ウイルス検査事業、徳島県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

(ウ) 第4の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 過去1年以内に、職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

(ウ) 第4の陽性者のフォローアップに同意した者

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 原則1年以内に、妊娠健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意する。

(ウ) 第4の陽性者フォローアップに同意した者

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 原則1年以内に、手術前に行われた肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、手術後の状況に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意する。

(ウ) 第4の陽性者フォローアップに同意した者

(2) 定期検査

以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察者を含む。）

ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

エ 第4の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

オ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

3 助成対象費用

(1) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び次の検査に関連する費用として県が認めたもの（医師が真に必要と判断したものに限る。）。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、A L P、C h E、 γ -G T、総コレステロール、A S T、A L T、L D）

エ 腫瘍マーカー（A F P、A F P - L 3 %、P I V K A - I I 半定量、P I V K A - I I 定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（H B e 抗原、H B e 抗体、H C V 血清群別判定、H B V ジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（H B V 核酸定量、H C V 核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(2) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記アからキの検査に関連する費用として県が認めたもの（医師が真に必要と判断したものに限る。）。

なお、肝硬変又は肝がん（治療後の経過観察のものを含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

4 助成回数

(1) 初回精密検査

1回

(2) 定期検査

1年度2回（(1)の検査を含む）

5 検査費用の請求

検査費用の助成を受けようとする者は、肝炎検査費用助成申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する保健所へ提出する。

(1) 初回精密検査

ア　徳島県肝炎ウイルス検査事業、徳島県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- (ア) 検査を受けた医療機関が発行した領収書
- (イ) 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- (ウ) 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- (エ) 医療保険の加入状況が確認できる書類等
- (オ) 同意書

イ　職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- (ア) 検査を受けた医療機関が発行した領収書
- (イ) 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- (ウ) 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- (エ) 医療保険の加入状況が確認できる書類等
- (オ) 同意書
- (カ) 職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（様式第7号）（対象者が保有している場合に限る。）（以下「職域検査受検証明書」という。）

県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が当該検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、様式第8号により医療機関に照会を行い、

医療機関から回答を受けることができる。ただし、職域検査である旨の記載がある書類の提出があれば、職域検査受検証明書の提出は不要とする。

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- (ア) 検査を受けた医療機関が発行した領収書
- (イ) 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- (ウ) 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し
- (エ) 医療保険の加入状況が確認できる書類等
- (オ) 同意書

なお、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- (ア) 検査を受けた医療機関が発行した領収書
- (イ) 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- (ウ) 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- (エ) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
- (オ) 医療保険の加入状況が確認できる書類等
- (カ) 同意書

(2) 定期検査

ア 検査を受けた医療機関が発行した領収書

イ 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）

ウ 申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）の住民票の写し（ただし、同一年度において、2回目の申請又は肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた後に本申請を行う場合、1回目の申請又は肝炎治療受給者証交付申請時と同様の内容の書類である場合は、提出を省略できる。）

エ 世帯構成員の住民税非課税証明書又は世帯構成員に係る市町村民税課税証明書（ただし、同一年度において、2回目の申請又は肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた後に本申請を行う場合、1回目の申請又は肝炎治療受給者証交付申請時と同様の内容の書類である場合は、提出を省略できる。）

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外のものに限る。）については、定期検査費用の助成における市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式第6号）に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することができる場合、これらの提出を省略することができる。

なお、市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (ア) 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。
- (イ) 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。
- (ウ) 平成30年9月から令和2年12月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定に当たっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻していない者又は夫の生死の明かでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。
- オ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書(様式第5号)(ただし、過去に定期検査費用の助成を受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。)、過去1年以内に肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。)又は肝がん・重度肝硬変事業研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した後に本申請を行う場合は、当該診断書の添付を省略できる。)
- カ 医療保険の加入状況が確認できる書類等
- キ 同意書(ただし、初回精密検査費用の助成を申請する際に同意書を提出した者が定期検査に係る費用の助成を受けようとするときは、同意書の提出を省略できる。)
- (3) その他
- マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合、これらの提出を省略することができる。
- 2 医療保険の加入状況の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとす

る。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。) により確認を行うこと。

6 助成の決定等

県は、申請があったときは、その内容を審査して助成額を決定し、速やかに支払うものとする。

第6 秘密の保持

本事業の実施に当たっては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。

附 則

この要領は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第5の2（1）イ及び5（1）イの規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年11月26日から施行し、令和7年12月2日から適用する。

なお、提出書類について、従前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（1回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円